

## 南九州市森林炭素マイレージ交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、地域温暖化対策の取組を推進するため、かごしまCO<sub>2</sub>吸収量等認定制度実施要綱第3条に基づき認証された事業者等に対し、CO<sub>2</sub>吸収量等に応じた交付金を交付することについて、南九州市補助金等交付規則(平成19年南九州市規則第42号)に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

### (交付対象経費及び交付金の額等)

第2条 交付金の交付対象経費、交付金の額及び交付対象者は、別表1のとおりとする。

### (交付金の交付申請)

第3条 交付金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、森林炭素マイレージ交付金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 森林炭素マイレージ交付金事業実績書（第2号様式）
- (2) 森林炭素マイレージ交付金収支精算書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号に規定する、その他市長が必要と認める書類は、別表2のとおりとする。

3 交付申請書の提出期限は、市長が別に定める。

### (交付金の交付の決定及び額の確定)

第4条 市長は前条の交付申請書を受理したときは、当該交付申請書に係る書類の審査及び調査等を行い、交付金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに森林炭素マイレージ交付金交付決定及び額の確定通知書（第4号様式）により交付申請者に通知するものとする。

### (交付金の交付)

第5条 市長は、交付金の交付を決定する場合、精算払いにより交付することができるものとする。

2 前条の規定による通知を受けた交付申請者が、交付金の交付を請求しようとするときは、森林炭素マイレージ交付金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求に基づき交付金を交付するものとする。

### (交付の条件)

第6条 市長は、第4条の規定による交付の決定及び額の確定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付金により取得し、又は効用の増加した財産である物品等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (2) 交付申請書及びその他関係書類について、事業が完了した日の属する年度

の翌年度から 5 年間保存しなければならないこと。

(交付金の返納)

第 7 条 交付申請書及びその他関係書類に虚偽の記載があったとき、この告示の趣旨以外の事業経費に交付金を使用したとき、その他この告示の規定に違反したときは、市長は交付決定を取り消し、又は既に交付した交付金の全額若しくは一部の返納を命ずることができる。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和元年 7 月 17 日から施行する。
- 2 令和元年度については、かごしま CO<sub>2</sub> 吸収量等認証制度実施要綱（平成 23 年 1 月 4 日付け）に基づき、同年度に認証した CO<sub>2</sub> の吸収・固定・削減量に限って交付対象とするものとする。

別表1（第2条関係）

交付金の交付の対象となる事業	交付対象経費	交付金の額	交付対象者
CO <sub>2</sub> 吸収量マイレージ	<p>森林吸収源対策に寄与する以下の行為に係る経費(領収書等で単価や費用、仕様等が確認できる経費に限る)</p> <p>1 森林の維持管理費(過去5年以内に施業等を実施したものに限る。)</p> <p>2 企業等のCSR活動費(森林の循環利用を促進するものに限る。)</p> <p>3 照明設備のLED化</p> <p>4 県産材木製品の購入</p>	<p>交付対象経費と認証を受けた吸収量(1t-CO<sub>2</sub>)当たり3,000円を乗じた額のいずれか低い額</p>	鹿児島県から過去1年以内にCO <sub>2</sub> 吸収量認証をうけた企業、NPO法人、森林ボランティア団体、その他市長が適当と認める団体等。ただし、県のCO <sub>2</sub> 認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は対象外とする。
CO <sub>2</sub> 固定量マイレージ	<p>5 庭木(木本類)の購入</p> <p>6 木質バイオマスの調達</p> <p>7 木質バイオマスボイラー維持費(但し、機器のメンテナンス費用に限るものとする。)</p> <p>8 その他市長が認めたもの</p>	<p>交付対象経費と認証を受けた固定量(1t-CO<sub>2</sub>)当たり4,500円を乗じた額のいずれか低い額</p>	鹿児島県から過去1年以内にCO <sub>2</sub> 固定量認証を受けた南九州市内の木造建築主。ただし、県のCO <sub>2</sub> 認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は対象外とする。
CO <sub>2</sub> 排出削減量マイレージ	<p>5 庭木(木本類)の購入</p> <p>6 木質バイオマスの調達</p> <p>7 木質バイオマスボイラー維持費(但し、機器のメンテナンス費用に限るものとする。)</p> <p>8 その他市長が認めたもの</p>	<p>交付対象経費と認証を受けた排出削減量(1t-CO<sub>2</sub>)当たり1,500円を乗じた額のいずれか低い額(年間100万円を上限とする。)</p>	鹿児島県から過去1年以内にCO <sub>2</sub> 排出削減量認証を受けた事業者、公共施設管理者等。ただし、県のCO <sub>2</sub> 認証の対象となった行為に対し、他の補助金の交付を受けている場合は対象外とする。

\*CO<sub>2</sub>固定量に関しては、平成31年4月1日以降に完成した木造建築物を対象とする。

別表2（第3条関係）

交付金の交付の対象となる事業	市長が必要と認める書類
C O <sub>2</sub> 吸収量マイレージ	認証書の写し及び必要に応じて以下の書類を添付すること。 ・カタログ ・位置図 ・図面（対象箇所のわかるもの） ・写真 ・領収証等の写し（単価や費用が確認できるもの）
C O <sub>2</sub> 固定量マイレージ	認証書の写し及び必要に応じて以下の書類を添付すること。 ・カタログ ・位置図 ・図面（対象箇所のわかるもの） ・写真 ・領収証等の写し（単価や費用が確認できるもの）
C O <sub>2</sub> 排出削減量マイレージ	認証書の写し及び必要に応じて以下の書類を添付すること。 ・カタログ ・位置図 ・図面（対象箇所のわかるもの） ・写真 ・領収証等の写し（単価や費用が確認できるもの）